

高度解析用資機材賃貸借について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 高度解析用資機材（以下「資機材」という。）の賃貸借
- (2) 規 格 等 仕様書のとおり。
- (3) 納入期限 令和 8 年 9 月 30 日（水）
- (4) 納入場所 沖縄県警察本部等
- (5) 契約期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで（3 年間）

「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除することができるものとする。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 営業年数が令和 8 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
 - (3) 従業員の人数が 5 人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電子通信機器、OA 機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者
 - (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (7) 一般競争入札参加資格登録申請書（別記様式）を提出できる者
 - (8) 法人にあっては、登記事項証明書（原本）を提出した者
 - (9) 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書（原本）を提出した者
 - (10) 財務諸表（直近の決算報告書）を提出した者
 - (11) 法人事業税及び法人県民税についての納税証明書（原本）直近 2 年分を提出した者
 - ※ 納税の猶予措置を受けている場合は「納税の猶予（特例）許可通知書」（写し）
 - (12) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類を提出した者
 - ※ 納付の猶予措置を受けている場合は「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）
 - (13) 労働保険に加入していることが確認できる書類を提出した者
 - ※ 納付の猶予措置を受けている場合は「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）
 - (14) 暴力団排除に関する誓約書を提出した者
 - (15) 社会保険に加入義務がない者にあつては、社会保険に加入義務がないことについての申出書を提出した者
 - (16) 法人にあっては役員等名簿及び現在事項全部証明書を提出した者
 - (17) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していることが確認できる書類を提出した者
- ※ 沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、(8)～(13)の提出は免除とする。

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名 称 沖縄県警察本部警務部会計課・警備部警備第一課
所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- (2) 期間
この公告の日から令和8年9月14日（月）午前9時30分から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）

5 入札説明書等の交付場所

- (1) 沖縄県警察本部警備部警備第一課
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-862-0110（内線5596）
- (2) 交付期間及び受付時間
この公告の日から令和8年9月14日（月）午前9時30分から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）

6 入札書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限
令和8年9月24日（木）午後5時
- (2) 提出場所
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課（用度係）

7 開札日時及び場所

- (1) 日時
令和8年9月25日（火）午前11時
- (2) 場所
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部1階 警察資料館

8 入札参加資格申請書等の提出場所、問い合わせ先及び受付時間

- (1) 沖縄県警察本部警備部警備第一課
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-862-0110（内線5596）
- (2) 交付期間及び受付時間
この広告の日から令和8年9月14日（月）午前9時30分から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）

9 入札保証金に関する事項

別紙2-4「入札保証金説明書」による。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 代理人が出席する場合は委任状を当日提出するものとする。
- (3) 最低制限価格は、設定しないものとする。
- (4) 本件入札に参加する者は、入札公告及び入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。